

教県第1677-2号
令和4年1月7日

各市町村教育委員会教育長
県内各中学校長
総務部総務私学課長
各教育事務所長
義務教育課長

} 殿

県教育庁県立学校教育課
課長 玉城 学
(公印省略)

まん延防止等重点措置下における推薦入試の対応について（通知）

本県にまん延防止等重点措置が適用された場合、県立高等学校における推薦入試の対応について、下記のとおり変更いたします。

つきましては、各教育事務所にあっては、管下の市町村教育委員会に対して、また各市町村教育委員会にあっては、貴管下の中学校へ、中学校においては、職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いいたします。

記

- 1 推薦入試における受検生の面接（適性検査・実技検査等は除く）は原則中止とし、選抜については、提出書類に基づき合格内定者を決定する。ただし、選抜する上で、必要不可欠の場合は、面接を行う。
- 2 上記対応については、各高等学校ホームページに掲載されるので、出願前に必ず確認すること。
- 3 出願について、これまで高等学校に直接提出してきた中学校においても、感染リスクの懸念等から郵送での対応を行ってもかまわない。その際、書類の不備等があれば、高等学校からの問い合わせがあるので、速やかに対応すること。
なお、高等学校が発行する領収書等についても、出願後、郵送等での対応となることもあります。